

Weekly Report

第552号
令和2年5月11日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

緊急経済対策における資金繰りや税制支援

先月30日に補正予算や税制の特例法が成立し、以下のような制度が開始されました。

◎民間金融機関における実質無利子・無担保融資

……都道府県等の制度融資を通じて、民間金融機関でも実質無利子・無担保・措置最大5年の融資を可能とし、信用保証料を1/2又はゼロにします。対象はSN保証4号・5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けて、売上減少要件を満たす場合です。

***個人事業主**：5%以上減少で「保証料・金利ゼロ」

***小・中規模事業者**：5%以上減少で「保証料1/2」、15%以上減少で「保証料・金利ゼロ」

◎日本公庫等の既往債務の借換

……日本公庫（沖縄公庫）の新型コロナウイルス感染症特別貸付や、商工中金の危機対応融資について、各機関毎に既往債務の借換を可能とし、実質無利子化の対象にします。

◎**納税（納付）猶予の特例**……本年2月～令和3年1月まで納期限が到来する国税・地方税、社会保険料について、本年2月以降の任意の期

間（1カ月以上）における事業収入が前年同期比概ね20%以上減少し、一時に納めることが困難である場合は、無担保かつ延滞金なしで1年間猶予できます。

◎欠損金の繰戻し還付の特例

……資本金1億円超10億円以下の法人も、欠損金の繰戻し還付が受けられます（本年2月～令和4年1月に終了する事業年度に生じた欠損金に適用）。

◎中小事業者等の固定資産税等の減免措置

……償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の令和3年度課税分について、本年2月～10月の任意の3カ月間における売上減少が前年同期比30%以上50%未満は1/2、50%以上はゼロにします。

持続化給付金の「10万円未満切捨て」の取扱い

新型コロナの影響で売上が大幅に減少した事業者に対し、法人は200万円、個人事業者は100万円を上限に給付する「持続化給付金」の申請が今月1日に始まりましたが、給付額の算定について取扱いが変更されています。

給付額は【前年度の総売上－（前年同月比50%以上減少した月の売上×12）】で算定し、「10万円未満の金額は切り捨て」とされていましたが、切り捨てを行わず算定されることになりました。

なお、迅速に給付を進めるため、当面は申請サイトにおいて10万円未満を切り捨てた給付額を算定し、その金額を先に給付した上で、切り捨てた金額は後日に追加で給付が行われます。

雇調金の特例、中小企業の助成率を更に拡充

雇用調整助成金の特例措置について、中小企業が解雇等を行わず雇用を維持し、休業手当を支払う場合に、助成率を100%とする拡充が実施されます（本年4月8日以降の休業等に遡及適用）。

具体的には、①賃金の60%を超える部分の休業手当の助成率を100%とする、②都道府県知事の要請で休業等を行い、賃金の100%又は上限額（8330円）以上の休業手当を支払っている場合は休業手当全体の助成率を100%とします（ただし、助成額の上限は従来どおり1人1日8330円）。